

改正案	現行
<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則</p> <p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(規制年度)</p> <p>第三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇六 [略]</p> <p>七 議定書附属書FのグループI及びグループII 平成三十一年以降の毎年一月一日から十二月三十一日までの期間とする。</p> <p>(製造数量の許可申請)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請の日の属する月の前々月までの一年間(経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間)の</p>	<p>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則</p> <p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(規制年度)</p> <p>第三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇六 [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請の日の属する月の前々月までの一年間(経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間)の</p>

特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 申請の日の属する月の前々月までの一年間（経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四 「略」

（製造数量の届出）

第五条 法第四条第三項の規定により特定物質等の製造数量の届出をしようとする者は、同条第二項の経済産業大臣が告示する期間内に、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出の確認の申請）

第六条 法第五条の確認を受けようとする者は、様式第三による申請書に、当該申請に係る数量の特定物質等が当該規制年度において当該申請に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることを証明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出用製造数量の指定の変更の申請）

第七条 法第五条第三項の規定により同条第一項の輸出用製造数量の指定の変更を申請しようとする者は、様式第四による申請

特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 申請の日の属する月の前々月までの一年間（経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四 「略」

（製造数量の届出）

第五条 法第四条第三項の規定により特定物質の製造数量の届出をしようとする者は、同条第二項の経済産業大臣が告示する期間内に、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出の確認の申請）

第六条 法第五条の確認を受けようとする者は、様式第三による申請書に、当該申請に係る数量の特定物質が当該規制年度において当該申請に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることを証明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出用製造数量の指定の変更の申請）

第七条 法第五条第三項の規定により同条第一項の輸出用製造数量の指定の変更を申請しようとする者は、様式第四による申請

書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。  
い。

一 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

#### 四 「略」

(許可製造数量の増加の許可の申請)

第八条 法第八条第一項の規定により同項の許可製造数量の増加の許可を申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。  
い。

一 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る変更後の特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

#### 四 「略」

(許可製造数量の増加の許可の申請)

第八条 法第八条第一項の規定により同項の許可製造数量の増加の許可を申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る変更後の特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

四 「略」

2 法第八条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の製造数量及び輸出数量の実績とする。

(製造予定数量の減少の届出)

第十条 法第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

(承継の届出)

第十一条 法第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十三による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十五条第一項の規定により特定物質等の製造の事業の全部の譲受けによつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者にあつては、様式第十四による書面及び当該譲受け

四 「略」

2 法第八条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質の製造数量及び輸出数量の実績とする。

(製造予定数量の減少の届出)

第十条 法第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 当該規制年度のうち届出の日の属する月の前々月までの特定物質の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る変更後の特定物質の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

(承継の届出)

第十一条 法第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十三による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十五条第一項の規定により特定物質の製造の事業の全部の譲受けによつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者にあつては、様式第十四による書面及び当該譲受け

の事実を証する書類

二〇五 「略」

(許可製造数量の減少の処分の要件)

第十二条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める要件は、許可製造者の特定物質等の製造能力によつては当該規制年度内に当該規制年度に係る許可製造数量の全量を製造することができないことが確実となつた場合とする。

(特定物質等の輸出に関する届出)

第十二条の二 「略」

(帳簿)

第十三条 法第二十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量
- 二 特定物質等の種類別の国内出荷単価
- 三 特定物質等の種類別及び月別の月末在庫量
- 四 特定物質等を製造するための原料の月別の仕入量並びに月別及び特定物質等製造設備別の使用量
- 五 特定物質等を仕入れる許可製造者にあつては、特定物質等の種類別及び月別の仕入量
- 六 特定物質等を輸入する許可製造者にあつては、特定物質等の種類別及び月別の輸入量
- 七 特定物質等の自家消費を行う許可製造者にあつては、特定物質等の種類別、用途別及び月別の自家消費量

事実を証する書類

二〇五 「略」

(許可製造数量の減少の処分の要件)

第十二条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める要件は、許可製造者の特定物質の製造能力によつては当該規制年度内に当該規制年度に係る許可製造数量の全量を製造することができないことが確実となつた場合とする。

(特定物質の輸出に関する届出)

第十二条の二 「略」

(帳簿)

第十三条 法第二十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 特定物質の種類別及び月別の国内出荷量
- 二 特定物質の種類別の国内出荷単価
- 三 特定物質の種類別及び月別の月末在庫量
- 四 特定物質を製造するための原料の月別の仕入量並びに月別及び特定物質製造設備別の使用量
- 五 特定物質を仕入れる許可製造者にあつては、特定物質の種類別及び月別の仕入量
- 六 特定物質を輸入する許可製造者にあつては、特定物質の種類別及び月別の輸入量
- 七 特定物質の自家消費を行う許可製造者にあつては、特定物質の種類別、用途別及び月別の自家消費量

- 2 法第二十四条第一項の規定による帳簿の記載は、特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出货量が明らかになるようにしなければならない。
- 3・4 [略]

(光ディスクによる手続)

第十七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第四条第二項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
- 二 第五条に規定する届出書
- 三 第六条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
- 四 第七条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
- 五 第八条第一項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
- 六 第九条に規定する届出書
- 七 第十条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類
- 八 第十条の二に規定する申請書及び証明書
- 九 第十条の三に規定する申請書及び証明書
- 十 第十条の四に規定する届出書
- 十一 第十一条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類

- 2 法第二十四条第一項の規定による帳簿の記載は、特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出货量が明らかになるようにしなければならない。
- 3・4 [略]

(フレキシブルディスクによる手続)

第十七条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第四条第二項の申請書及び添付書類	様式第二十三
第五条の届出書	様式第二十四
第六条の申請書及び添付書類	様式第二十五
第七条の申請書及び添付書類	様式第二十六
第八条第一項の申請書及び添付書類	様式第二十七
第九条の届出書	様式第二十八
第十条の届出書及び添付書類	様式第二十九

- 十二 第十二条の二に規定する報告書
- 十三 第十四条に規定する報告書

〔削る〕

（光ディスクの構造）

第十八条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 二 日本工業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

第十条の二の申請書	様式第三十
第十条の三の申請書	様式第三十一
第十条の四の届出書	様式第三十二
第十一条の届出書	様式第三十三
第十二条の二の報告書	様式第三十四
第十四条の報告書	様式第三十五

2 法第十一条第二項の申請書の提出については、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第十八条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

ク

(電子情報処理組織による申請等の指定)

第十九条 この省令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この条、第二十一条及び第二十二条において「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わせることができる申請等(情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。)は、次の各号に掲げる書類(第二十条、第二十一条及び第二十二条において「申請書等」という。)の提出とする。

- 一 第四条第二項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
- 二 第五条に規定する届出書
- 三 第六条に規定する申請書及び同条の規定による添付書類
- 四 第七条に規定する申請書及び同条の規定による添付書類
- 五 第八条第一項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
- 六 第九条に規定する届出書
- 七 第十条に規定する届出書及び同条の規定による添付書類
- 八 第十条の二に規定する申請書及び証明書

(フレキシブルディスクの記録方式)

第十九条 第十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二五に規定する方式
- 二 ポリニューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

- 九| 第十条の三に規定する申請書及び証明書  
十| 第十条の四に規定する届出書  
十一| 第十一条に規定する届出書及び同条の規定による添付書類  
十二| 第十二条の二に規定する報告書  
十三| 第十四条に規定する報告書

(事前届出)

- 第二十条 前条の規定に基づき申請書等を提出しようとする者は、様式第二十一による電子情報処理組織使用届出書を経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。
- 2| 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。
- 3| 第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、様式第二十二によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4| 第一項の規定による届出をした者は、電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5| 経済産業大臣は、第一項の規定による届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

- 2| 第十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

- 第二十条 第十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一| 提出者の氏名又は名称  
二| 提出年月日

(申請書等の提出の入力事項等)

第二十一条 電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者は、当該申請書等の提出を書面等(情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号(次条において「暗証符号」という。)を、当該電子計算機から入力しなければならない。

(申請書等の提出において名称を明らかにする措置)

第二十二条 申請書等の提出においてすべきこととされている署名等(情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。)に代わるものであつて、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

〔新設〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第 1 (第 4 条関係)

特定物質等製造数量許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 4 条第 1 項の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 特定物質等製造予定数量 (法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム)
- 2 製造の場所
- 3 貯蔵の場所
- 4 製造設備の構造 (別添図面のとおり)
- 5 製造設備の一規制年度当たりの最大製造能力
- 6 特定物質等輸出予定数量 (法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム) 及びその仕向地
- 7 議定書第 5 条 1 の規定の適用を受ける議定書の締約国の基礎的な国内需要を満たすための製造の数量 (法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム)

備考

- 1 法第 4 条第 1 項の許可の判定の参考となるべき書類を添付することができる。
- 2 2 から 5 までについては、製造設備ごとに記載すること。
- 3 6 については、仕向地の国別又は地域別にその特定物質等輸出予定数量を記載すること。
- 4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第2（第5条関係）

特定物質等製造数量届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 特定物質等の種類
- 2 製造予定数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：グラム）
- 3 製造の場所
- 4 貯蔵の場所
- 5 月別の製造予定量

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	g	g	g	g	g	g

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合 計
g	g	g	g	g	g	g

- 6 前規制年度における月別の製造量の実績

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	g	g	g	g	g	g

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合 計
g	g	g	g	g	g	g

備考

- 1 特定物質等の種類ごとに作成すること。
- 2 6については、届出の日の属する月の前月分までを記載すること。
- 3 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第3（第6条関係）

特定物質等輸出確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊤  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第5条の確認を受けたいので、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 特定物質等の種類
- 2 輸出（予定）数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計した。単位：キログラム）及びその仕向地
- 3 輸出（予定）年月日

備考

- 1 申請書は、特定物質等の種類ごとに作成すること。
- 2 2については、仕向地の国別又は地域別にその輸出（予定）数量を記載すること。
- 3 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 4 (第 7 条関係)

特定物質等輸出用製造数量指定変更申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ④  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 5 条第 3 項の輸出用製造数量の指定の変更を受けたいので、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 変更しようとする特定物質等輸出用製造数量（法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）
- 2 当該規制年度の特定物質等輸出予定数量（法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）及びその仕向地
- 3 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の製造数量並びに輸出数量の実績（法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）及びその仕向地

備考

- 1 法第 5 条第 3 項の指定の変更の判定の参考となるべき書類を添付することができる。
- 2 2 については、当該規制年度の既輸出数量を含むものとする。
- 3 3 の輸出数量の実績については、仕向地の国別又は地域別にその輸出数量の実績を記載すること。
- 4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 5 (第 8 条関係)

特定物質等許可製造数量増加許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊤  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 8 条第 1 項の増加の許可を受けたいので、同項の規定により、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 増加しようとする特定物質等許可製造数量（法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）
- 2 当該規制年度の特定物質等輸出予定数量（法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）及びその仕向地
- 3 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の製造数量並びに輸出数量の実績（法第 2 条第 4 項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）及びその仕向地

備考

- 1 法第 8 条第 1 項の増加の許可又は減少の指定の判定の参考となるべき書類を添付することができる。
- 2 2 については、当該規制年度の既輸出数量を含むものとする。
- 3 3 の輸出数量の実績については、仕向地の国別又は地域別にその輸出数量の実績を記載すること。
- 4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 6 (第 9 条関係)

特定物質等製造数量許可に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第7（第10条関係）

特定物質等製造予定数量減少届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第9条第2項の規定により、変更後の特定物質等製造予定数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）を、別添書類を添えて、次のとおり届け出ます。

備考

- 1 変更後の特定物質等製造予定数量については、当該規制年度の既製造数量を含むものとする。
- 2 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第8（第10条の2関係）

原料として使用された特定物質等の製造確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊦  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第12条第1項の確認を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 原料として使用した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 原料として使用した特定物質等の種類及び数量
- 3 使用に係る反応生成物の種類ごとの数量
- 4 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 5 使用した年月日
- 6 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所

備考

- 1 様式第9「特定物質等の原料使用の証明書」を添付すること。
- 2 数量の単位はkgとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、原料として使用された場合に係る相当用語を原料として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとする。

様式第9（第10条の2関係）

特定物質等の原料使用の証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ④  
住所

特定物質等が原料として使用されたことを別紙のとおり証明します。

備考

- 1 数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
- 2 別紙は、別紙1に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、原料として使用された場合に係る相当用語を原料として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとする。

別紙

- 1 原料として使用した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 3 使用に係る設備機能及び構造
- 4 使用した特定物質等の種類
- 5 使用した特定物質等の入荷年月日、入荷数量及び入荷元
- 6 原料として投入した特定物質等の種類及び使用した年月日
- 7 使用に係る反応生成物の種類ごとの数量及びその化学反応式
- 8 使用に係る反応の収率及び未反応の特定物質等がある場合には除害装置等により当該特定物質等を除害した除害率
- 9 原料として使用した特定物質等の数量及び未反応の特定物質等にあつてはその数量

様式第10（第10条の3関係）

特定用途として使用された法第13条第1項の政令で定める特定物質等の製造  
確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊦  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第13条第1項の確  
認を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 特定用途として使用された法第13条第1項の政令で定める特定物質等  
の種類及び数量
- 2 製造しようとする法第13条第1項の政令で定める特定物質等の製造及  
び貯蔵の場所

備考

- 1 様式第11による証明書その他の法第13条第1項の政令で定める特  
定物質等の特定用途としての使用に係る証明書を添付すること。
- 2 数量の単位はキログラムとし、小数点第1位を四捨五入して記入するこ  
と。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成す  
る場合にあつては、特定用途として使用された場合に係る相当用語を使用さ  
れることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとする。

様式第 1 1 (第 1 0 条の 3 関係)

法第 1 3 条第 1 項の政令で定める特定物質等の  
特定用途としての使用に係る証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

法第 1 3 条第 1 項の政令で定める特定物質等が特定用途に使用されたことを  
別紙のとおり証明します。

備考

- 1 数量の単位はキログラムとし、小数点第 1 位を四捨五入して記入すること。
- 2 別紙は、別紙 1 に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付  
すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する  
場合にあつては、特定用途として使用された場合に係る相当用語を特定用途と  
して使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとす  
ること。

別紙

- 1 特定用途として使用した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名
- 2 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 3 使用に係る設備の機能及び構造
- 4 使用した法第 1 3 条第 1 項の政令で定める特定物質等の種類
- 5 使用した法第 1 3 条第 1 項の政令で定める特定物質等の入荷年月日、入荷  
数種及び入荷元
- 6 特定用途として使用した法第 1 3 条第 1 項の政令で定める特定物質等の  
数量

様式第12（第10条の4関係）

特定物質等の確認に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ④  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第14条の規定によ  
り、

第11条第2項第1号・第4号

第12条第2項第1号・第4号の事項の変更につき、次のとおり届け出ます。

第13条第2項第1号・第4号

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第13（第11条関係）

特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）地位承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第15条第2項の規定により、別添書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 被承継者の住所

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 4 (第 1 1 条関係)

特定物質等製造事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲渡人 氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊤  
住所

譲受人 氏名又は名称及び法事にあつては、その  
代表者の氏名 ㊤  
住所

次のとおり特定物質等製造事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

- 1 当該特定物質等製造事業の概要
- 2 譲渡契約成立の年月日
- 3 譲渡の年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第15（第11条関係）

特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）相続同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名 ④  
住所

次のとおり特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考

- 1 証明書は、特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）の地位を継承する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第16（第11条関係）

特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所  
氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

次のとおり特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）の地位を承継した者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考

- 1 証明者は、2人以上とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第16の2（第11条関係）

特定物質等製造事業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者	名称及び代表者の氏名	㊟
	住所	
承継者	名称及び代表者の氏名	㊟
	住所	

次のとおり分割によつて特定物質等製造事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 当該特定物質等製造事業の概要
- 2 承継の年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第17（第12条の2関係）

特定物質等輸出数量届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、  
その代表者の氏名 ④  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定物質の輸出数量等

物質名	仕向地	船積月日	未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別	船積数量 (kg)	含有量 (kg)	ODP換算数量 (kg)
				合計	合計	合計

2 特定物質代替物質の輸出数量等

物質名	仕向地	船積月日	未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別	船積数量 (kg)	含有量 (kg)	GWP換算数量 (kg)
				合計	合計	合計

備考

- 1 含有量の欄には、混合物にあつては、当該混合物中の特定物質等の数量を、その他の貨物にあつては、船積数量を記載すること。
- 2 1の特定物質の輸出数量等の記入の際には、特定物質ごとに整理し、物質別のODP換算数量（法第2条第4項の規定の例により算定したもの。）の合計量を表中に記入すること。また、同一特定物質内においては、仕向地ごとに整理し、仕向地別のODP換算数量の合計量を表中に記載すること。さらに、同一仕向地内においては、船積み月日順に記載し、月別のODP換算数量の合計を表中に記載すること。さらに、同一船積み月日内においては、未使用のもの、使用済みの

もの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとに整理し、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとのODP換算数量の合計量を表中に記載すること。

- 3 2の特定物質代替物質の輸出数量等の記入の際には、特定物質代替物質ごとに整理し、物質別のGWP換算数量（法第2条第4項の規定の例により算定したもの。）の合計量を表中に記入すること。また、同一特定物質内においては、仕向地ごとに整理し、仕向地別のGWP換算数量の合計量を表中に記載すること。さらに、同一仕向地内においては、船積み月日順に記載し、月別のGWP換算数量の合計を表中に記載すること。さらに、同一船積み月日内においては、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとに整理し、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとのGWP換算数量の合計量を表中に記載すること。4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 4 船積数量、含有量、ODP又はGWP換算数量については、合計量もあわせて記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第18（第14条関係）

特定物質等製造等実績報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ④  
住所

特定物質等の製造量、輸出量、国内出荷量及び国内出荷単価の実績を次のとおり報告します。

1 製造量の実績

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月
	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
kg	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	合 計	ODP又はGWP 換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

2 輸出量の実績

仕向地の地域名又は国名

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月
	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
kg	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	合 計	ODP又はGWP 換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

3 国内出荷量の実績

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月
-----	-----	-----	-----	-----

	kg	kg	kg	kg
--	----	----	----	----

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
kg	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	合 計	ODP又はGWP 換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

4 附属書Cのグループ I に属する特定物質又は附属書Fに掲げる特定物質代替物質の製造の際に、附属書Fのグループ II に属する特定物質代替物質が発生した場合には、当該物質の発生した数量の実績

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月
	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
kg	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	合 計	GWP換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

5 4に報告した特定物質代替物質の数量のうち、破壊した数量の実績

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月
	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
kg	kg	kg	kg	kg

年 月	年 月	年 月	合 計	GWP換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

6 5に報告した特定物質代替物質の破壊を行った設備の機能及び構造

7 国内出荷単価の実績

種 類	年 月	年 月	年 月	年 月
	円	円	円	円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円

年 月	年 月	年 月	平 均
円	円	円	円

(注) 各月の国内出荷単価の平均を記載すること。

#### 備考

- 1 特定物質等の種類ごとに作成すること。
- 2 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 3 2については、仕向地の国別又は地域別に記載すること。
- 4 4については、許可製造業者にあつては附属書CのグループⅠに属する特定物質又は附属書Fに掲げる特定物質代替物質の製造の際に、附属書FのグループⅡに属する特定物質代替物質が発生した数量の実績を記入すること。また、確認製造業者にあつては同様に発生した数量の実績がある場合には、発生した数量の実績を記入すること。なお、記入の際には施設ごとの内訳を記載すること。
- 5 5については、許可製造業者にあつては4に記載した数量のうち破壊した数量の実績を記入すること。また、確認製造業者にあつては4に記載した数量のうち破壊した数量の実績がある場合には、破壊した数量の実績を記入すること。なお、記入の際には施設ごとの内訳を記載すること。
- 6 7について、特定物質等を含む混合物である場合は、その混合物ごとに記入すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第19 (第15条関係)  
(表面)

8センチメートル

第 号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第26条第1項の規定  
による立入検査等を行う職員の

身分証明書

職名

氏名

年 月 日 生

年 月 日 交付

経済産業大臣 印

← 3センチメートル →

写

押出  
スタンプ

真

4センチメートル

6センチメートル

(裏面)

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律抜粋

第26条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等が無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

四 第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本状の罰金刑を科する。

様式第20（第17条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

光ディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則第17条の規定による提出に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 3 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該提出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
  - 4 「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について光ディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をすること。
  - 5 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第21（第20条第1項関係）

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ⑩  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第1項の規定に基づき、同規則第19条第1号から同条第13号までに掲げる申請書等に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

暗証符号									
(ふりがな) 事業者の名称									
事業者の所在地	〒								
担 当 者	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電 話 番 号								
	メールアドレス								

- 備考
- 1 暗証符号の欄には、暗証符号として用いる9桁のアラビア数字の組み合わせを記入すること。
  - 2 本様式の使用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ㊟  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則第 2 0 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項  
変更前  
変更後

作成担当者連絡先

識別符号		
(ふりがな)		
事業者の名称		
事業者の所在地		〒
担当者	部 署	
	(ふりがな)	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

- 備考
- 1 識別符号の欄には、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則第 2 0 条第 2 項に基づき経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
  - 2 本様式の使用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その  
代表者の氏名 ④  
住所

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則第20条第3項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号（ ）

作成担当者連絡先

(ふりがな)		
事業者の名称		
事業者の所在地		〒
担当者	部署	
	(ふりがな)	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

- 備考
- 1 識別符号の欄には、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則第20条第2項に基づき経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
  - 2 本様式の使用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。